

消費者保護基本法と都道府県・政令指定市 条例の規定の内容比較

消費者保護基本法の項目	条例の項目	条例への規定率
目的	目的	100%
-	消費者の権利	50%
国の責務	都道府県の責務 (市町村の責務)	100%
地方公共団体の責務	市町村の責務	62% (都道府県のみ対象)
事業者の責務	事業者の責務	100%
消費者の役割	消費者の役割	98%
法制上の措置等	-	-
危害の防止	危害の防止	100%
-	不当な取引	93%
計量の適正化	計量の適正化	43%
規格の適正化	規格の適正化	46%
表示の適正化等	表示の適正化	82%
公正自由な競争の確保	-	-
啓発活動及び教育の推進	消費者啓発情報提供等	100%
意見の反映	首長への申出	20%
試験、検査等の施設の整備	試験・検査等	86%
苦情処理体制の整備等	苦情処理のための委員会等	100%
行政組織の整備及び行政運営の改善	-	-
消費者の組織化	消費者の組織化活動の促進等	82%
消費者保護会議	審議会等	98%
国民生活審議会		
-	訴訟援助	98%
-	事業者に対する措置 (指導、勧告、公表)	96% (*)

条例の項目は、「都道府県等の消費者行政の現況 (平成 14 年 4 月 1 日現在調査)」に基づくもの。規定率の分母は条例が指定されている都道府県及び政令指定都市である (47 都道府県、9 政令指定市)。

(*) 指導、勧告、公表の全てが規定されている率。